

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査に基づく本市の総人口の推移は増加傾向にある。一方、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を踏まえた本市による推計では、人口は平成42年(2030年)の188,000人がピークとなる見通しであり、全国で人口減少が進む中で、引き続き増加する見込みである。しかしながら、年少人口は既に減少傾向にあり、老年人口の増加とともに、少子高齢化が急速に進む見通しである。なお、生産年齢人口は平成37年(2025年)がピークとなる。

本市は豊田市の南に隣接していることから、輸送機器関連を中心に大企業から中小企業まで多数の企業が立地し、産業を支えている。本市の製造品出荷額は約1兆8000億円で、過半数の1兆円程は輸送用機器関連が占めている。製造品出荷額等はリーマンショック前の水準を回復しているが、事業所数は減少傾向にある。

他方、明治用水開削と荒野の開墾に始まる歴史ある農業の誇り、農産物の恵みは、自動車産業を中心とした製造業とともに、本市の豊かな経済をけん引してきた。これは紛れもない本市の強みである。

近年、中小企業者にあっては人手不足が顕著であり、新技術の開発、販路拡大等競争力強化に向けた新たな事業展開の足かせとなっている。

このような状況下にあって、本市ではビジネス支援センターを平成29年10月に開設し、様々な経営課題に直面する中小企業者の支援に積極的に取り組むとともに、市内において工業団地を開発、分譲し、企業の流出防止、新規産業の誘致に取り組んでいる。

(2) 目標

生産性向上特別措置法に基づく、先端設備等導入計画の認定件数は計画期間中に100件程度を目標とし、市は他の施策と併せて事業者の生産性向上への取組を誘導していく。これにより老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ一新することで、人手不足等厳しい事業環境を乗り越え、新製品や新技術の開発、販路拡大等、競争力強化に向けた新たな事業展開への足がかりとする。このことで、市内における設備投資が活発に行われ、中部経済圏の一翼を担う産業都市として更に経済発展し、豊かで潤いのある市民生活の実現を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法に基づく、先端設備等導入計画が認定された事業者における労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう)が年率3%以上向上し、大企業との格差が縮小することを目指す。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が安城市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業における多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、都市拠点である駅を中心とした地域、その周辺部に面的に広がる地域と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が安城市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

先端設備等導入計画の認定に当たり、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段をとることがある。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。